

緊急時通報装置設置事業について

1. 概要

健康状態の悪化などの緊急事態に対する不安の解消を図る手段の1つとして、緊急時通報装置の設置を支援します。（緊急通報装置を必要な期間借りることができます。）

緊急時は、装置本体やリモートスイッチのボタンを押すだけで、24時間看護師が常駐している委託先の受信センターにつながります。受信センターは、状況を聞き取り、消防本部への出動依頼や指定された協力員（上限2名）に連絡します。緊急でない場合でも、「相談」のボタンをおすと、受信センターにつながり、健康相談ができます。



2. 対象者

次の要件をすべて満たす方

- ① 精華町内に住み、住民票がある方
- ② おおむね65歳以上の方
- ③ (ア)身体障害者手帳「1級」「2級」の方、あるいは、(イ)療育手帳「A」の方、あるいは、(ウ)心身に慢性疾患（※）があるなど日常生活で常に注意を要する状態にある方（手帳の写し、ケアマネの意見書、主治医の診断書等で確認）
- ④ (ア)ひとり暮らし世帯、あるいは、(イ)住民票のある同居者が日中不在か③の要件に当てはまる方

（※）慢性疾患とは

病気の経過が長く、症状の急激な変化は多くないが完全に治癒するのも困難な疾患を指す。

- （例）①新生物（ガン、腫瘍、肉腫、筋腫、白血病など）、 ②糖尿病、
③心疾患（心臓病など、高血圧症を含む）
④脳血管疾患（脳出血、脳血栓症、脳軟化症など）
⑤消化性かいよう（胃かいよう、十二指腸かいようなど）
⑥肝臓病・すい臓病、 ⑦腎炎、ネフローゼ、⑧肺疾患（肺炎、肺結核など）
⑨統合失調症・アルコール依存症
⑩骨髄・神経の疾患（骨髄炎、髄膜炎、脳性麻痺など）
⑪血管・血管の疾患（血友病、脾臓の疾患、動脈硬化症、動脈瘤、血栓症など）

3. 必要な手続きと設置までの流れ

- ① 指定の申請書・同意書・協力員承諾書を高齢福祉課に提出してください。
※申請された書類の審査を行い、適正であれば決定通知書を、適正でない場合は却下通知書を送付します。
- ② 設置の決定後、設置日時を調整します。設置には、申請者の立会いが必要ですので、設置する日時を調整してください。
- ③ 設置する日は必ず立会い、使用方法の説明を受け、テストで確認してください。

3. 申請前の確認

- ① 設置する装置は、NTTが提供する一般電話回線（アナログ）を利用します。光回線など異なる回線をご利用の場合は、停電時に作動しないなどの不具合があります。
- ② いわゆる「黒電話」をご利用の場合は利用できません。
- ③ 設置場所が現在の電話器から離れていると、設置できません。

4. 費用負担

機器は委託先から貸与されることになります。

機器リース料・・・精華町が全額負担

受信センター業務委託料・・・精華町が全額負担。

5. 設置後の取り扱い

- ① 緊急連絡カードに必要な情報をご提供ください。（受信センター及び消防本部と情報を共有します。）
- ② 装置の維持管理（故障・電池交換等）に関することは、委託先または高齢福祉課にご連絡ください。
- ③ 装置が不要になった場合は、必ず高齢福祉課までご連絡ください。ご連絡がない場合、精華町が機器リース料等を支払い続けることになってしまいます。

連絡先：0774-95-1932
精華町役場 健康福祉環境部 高齢福祉課